

寄付行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人飛騨地域地場産業振興センター（以下「振興センター」という。）という。

(事務所)

第 2 条 振興センターは、事務所を岐阜県高山市天満町 5 丁目 1 番地 2 5 に置く。

(目 的)

第 3 条 振興センターは、飛騨地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 振興センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 新商品又は新技術の開発研究に関する事業
- (2) 教育、研修及び実習に関する事業
- (3) 情報の収集及び提供に関する事業
- (4) 経営相談及び情報交流に関する事業
- (5) 伝統産業の振興に関する事業
- (6) 見本市、展示会等の開催に関する事業
- (7) 共同宣伝紹介、需要の開拓に関する事業
- (8) 飛騨地域地場産業振興センターの設置及び管理運営に関する事業
- (9) その他振興センターの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 振興センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後に取得する動産及び不動産
- (3) 資産から生ずる収入

(4) 寄附金品及び補助金

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、岐阜県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 振興センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 振興センターの事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 振興センターの事業報告及び決算は、理事長が作成し、その年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、毎会計年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第 1 3 条 振興センターの収支決算に剰余金を生じたときは、翌年度へ繰り越すものとする。ただし、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に繰り入れることができる。

(会計年度)

第 1 4 条 振興センターの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 3 章 役員、地場産業振興委員及び職員

(役員の種別及び選任)

第 1 5 条 振興センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
 - (2) 副理事長 3 人
 - (3) 専務理事 1 人
 - (4) 理事 1 0 人以上 1 5 人以内 (理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
 - (5) 監事 2 人
- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。
 - 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
 - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 1 6 条 理事長は、振興センターを代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第 5 9 条の職務を行う。

(役員の任期)

第 1 7 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意により解任することができる。

- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

(地場産業振興委員)

第20条 振興センターに、地場産業振興委員を10人以上15人以内置く。

- 2 地場産業振興委員は、理事長が委嘱する。
- 3 地場産業振興委員は、地場産業振興委員会を構成し、理事長の諮問に応じる。

(事務局)

第21条 振興センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を得て理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、振興センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第24条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集するときは、開会の日の5日前までに、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急かつ必要やむを得ない場合においては、書面により各理事の賛否を求めて、理事会の議決にかえることができる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 地場産業振興委員会

(地場産業振興委員会)

第 31 条 地場産業振興委員会は、地場産業振興委員をもって構成する。

2 地場産業振興委員会は、理事長が招集し、議長は出席した地場産業振興委員の互選によりその都度定める。

3 地場産業振興委員会は、理事長の諮問に応じ、振興センターの事業の適正かつ円滑な運営又は重要な事項について意見を述べる。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 32 条 この寄附行為は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、岐阜県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 33 条 振興センターは、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定により解散するほか、理事会において理事の 4 分の 3 以上の議決を得たときに解散する。

(残余財産の処分)

第 34 条 振興センターの解散のときに存する残余財産は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の許可を得て、振興センターと類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 7 章 補 則

(委任)

第 35 条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

附 則

1 この寄附行為は、振興センターの設立の許可のあった日（昭和 58 年 7 月 12 日）から施行する。

- 2 振興センターの設立当初の役員は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。
- 3 振興センターの設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 振興センターの設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から昭和59年3月31日までとする。